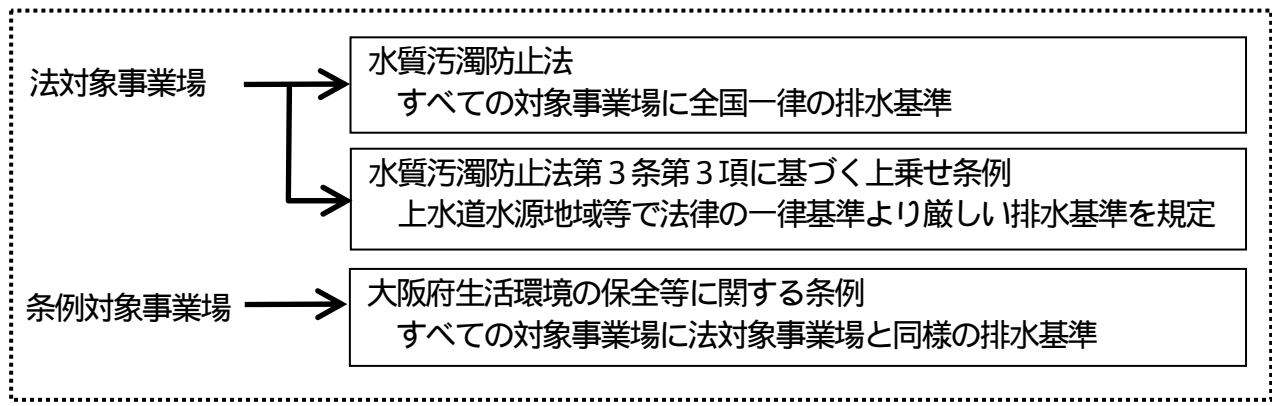


# ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて

**有害物質(水質汚濁防止法施行令第2条)**  
 がミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロフェン、テトラクロロフェン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロベンゼン、チアム、シジン、チオカカブ、ベンゼン、トルエン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物



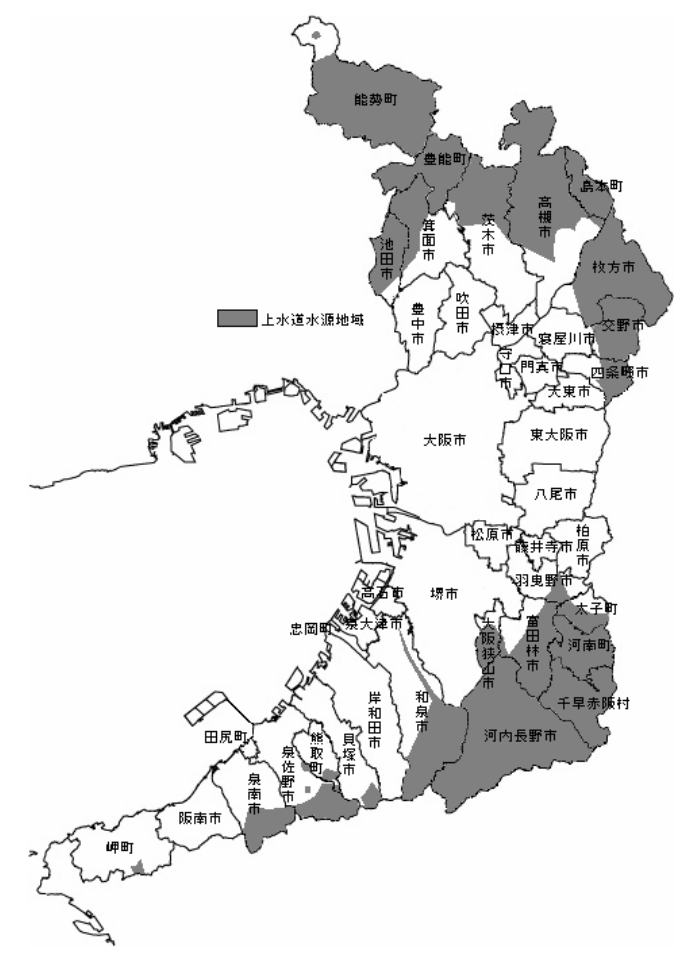
## ほう素等3物質に係る環境基準と法及び条例に基づく排水基準

項目		環境基準	排水基準	
			法対象事業場	条例対象事業場
ほう素及びその化合物	海域以外に排出されるもの	1mg/L	水質汚濁防止法 上乗せ条例	生活環境 保全条例
			上水道水源地域	10mg/L 1mg/L
	その他の地域		10mg/L	10 mg/L
	海域に排出されるもの		230mg/L 10mg/L	10 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出されるもの	0.8mg/L	水質汚濁防止法	生活環境 保全条例
			上水道水源地域	8mg/L 0.8mg/L
	その他の地域		8mg/L	8 mg/L
	海域に排出されるもの		15mg/L	15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	上水道水源地域	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素として 10mg/L	水質汚濁防止法	生活環境 保全条例
			法対象事業場	100mg/L 10mg/L
	その他の地域		100mg/L	100 mg/L

## ほう素等3物質に係る条例における経過措置

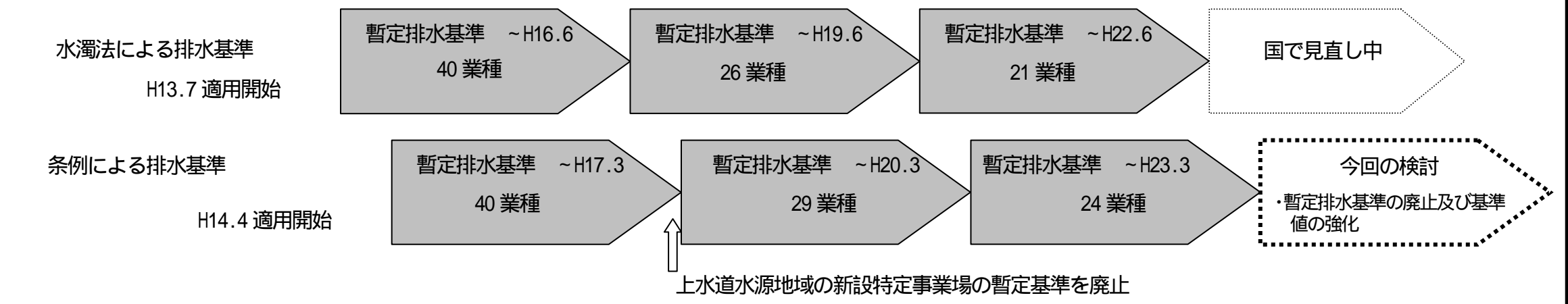
直ちに排水基準を達成することが技術的に困難な業種について、暫定排水基準を設定している。

	上乗せ条例	生環条例
上水道水源	ほう素:電気めっき業 ふっ素:旅館業 アンモニア等:畜産農業等5業種	ほう素:旅館業 ふっ素:旅館業 アンモニア等:食料品、金属製品製造業
海域	ほう素:電気めっき業等9業種 ふっ素:電気めっき業等4業種	ほう素:旅館業等7業種 ふっ素:旅館業等5業種 アンモニア等:畜産業等10業種
その他	ふっ素:電気めっき業等4業種	
適用期限	平成23年3月31日	



## ほう素等3項目に係る経過措置の見直しの経過

ほう素等3項目は、平成13年7月に水質汚濁防止法に基づく排水基準が設定されたが、排水基準を達成することが著しく困難な業種に対し、経過措置として暫定排水基準を設定。これを踏まえ、府の上乗せ条例、生環条例に基づく排水基準の経過措置を設定。



## 今後の予定

- H22.5.14 大阪府環境審議会諮問
- H22.10~11月 大阪府環境審議会から答申
- H23.2月府議会に上乗せ条例の改正案を上程併せて生活環境保全条例施行規則を改正

< 参 考 >

ほう素等3項目に係る暫定排水基準値の適用状況(抜粋)(基準値の単位:mg/L)

項目	排出先	業種その他の区分	水質汚濁防止法		上乗せ条例		生活環境保全条例(施行規則)				
			一律基準	暫定基準 国見直し案 H25.6.30まで	上乗せ基準	暫定基準 H23.3.31まで		一律基準	暫定基準 H23.3.31まで		
						既設	新設		既設	新設	
ほう素	上水道水源地域	ほうろう鉄器製造業	[10]	[50]	1	/	/	1	/		
		電気めっき業								2	/
		旅館業(温泉を利用するものに限る。)								/	(10)
	海域	旅館業(温泉を利用するものに限る。)	[230]	500	/	10	/	/	10	500	
		ほうろう鉄器製造業								50	50
		うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものに限る。)								50	50
		うわ薬製造業(うわ薬かわらの製造に供するものを製造するものに限る。)								150	150
		粘土かわら製造業(うわ薬かわらを製造するものに限る。)								150	150
		貴金属製造・再生業								50	50
		金属鋳業								150	150
		ほう酸製造業								80	80
	上記(上水道水源地域・海域)以外	ほうろう鉄器製造業	10	50	/	/	/	/	10	50	
		うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものに限る。)								50	50
		うわ薬製造業(うわ薬かわらの製造に供するものを製造するものに限る。)								150	150
		粘土かわら製造業(うわ薬かわらを製造するものに限る。)								150	150
		貴金属製造・再生業								50	50
		金属鋳業								150	150
		ほう酸製造業								80	80
旅館業(温泉を利用するものに限る。)		500								500	

[ ]: 上乗せ基準の適用により、水濁法の基準を適用しない。  
 ( ): 旅館業については、上水道水源地域以外の排水基準を適用する。

\* 上乗せ条例・生活環境保全条例の「既設」「新設」:  
 「既設」とは、平成13年7月1日現在の特定施設(水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設)又は届出施設(条例第49条第2項に規定する届出施設)を平成17年4月1日(食料品製造業、金属製品製造業(電気めっき業を除く)及び下水道業にあっては平成14年4月1日)において設置しているもの(設置の工事をしているものを含む)をいう。「新設」はそれ以外のものをいう。  
 \*\* 上乗せ条例又は生活環境保全条例に基づくアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る排水基準は、し尿浄化槽を設置する特定(届出)事業場であって、平成13年7月1日現在の特定施設又は届出施設を平成14年4月1日において設置しているもの(設置の工事をしているものを含む)が、し尿浄化槽に係る排水を上水道水源地域に排出する排出口から排出する水については適用しない。

《関係法令》

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号) 抜粋

(排水基準)  
 第3条 排水基準は、排出水の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ。)について、環境省令で定める。  
 3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうち、その自然的、社会的条件から判断して、第一項の排水基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと思われる区域があるときは、その区域に排出される排出水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。  
 4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

(都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等)  
 第21条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べることができるものとする。

(条例との関係)  
 第29条 この法律の規定は、地方公共団体が、次に掲げる事項に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。  
 三 特定事業場以外の工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、有害物質及び第2条第2項第2号に規定する項目によって示される水の汚染状態に関する事項

大阪府生活環境の保全等に関する条例  
 (平成6年条例第6号) 抜粋

(排水基準)  
 第50条 排出水に係る排水基準は、排出水の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ。)について、規則で定める。  
 (環境審議会への諮問)  
 第103条 知事は、次に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ大阪府環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。  
 五 第50条第1項の排出水に係る排水基準